

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県緑化関連表彰等審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (審査する事項)

第 2 条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成 25 年鳥取県条例第 53 号）別表第 1 で定める事項を審査するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県植樹祭のテーマ作品の被表彰作品の選考に関する事項
- (2) 鳥取県緑化功労者知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
- (3) 鳥取県緑化運動・育樹ポスター原画の被表彰者の選考に関する事項
- (4) その他県の緑化に関する被表彰者の選考に関する事項

## (組織)

第 3 条 審査会の委員は 10 人以内で組織し、うち 3 人は第 7 条第 1 項で規定する部会を専任で組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選（書面決議を含む。）によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (審査会)

第 6 条 審査会は、会の庶務を行う所属の長が議事の内容に応じて招集する。

- 2 審査会は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (部会)

第 7 条 審査会に、第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を審査させるため、ポスター原画審査専門部会を置く。

- 2 前条の規定にかかわらず、審査会は、部会の決議をもって審査会の決議とする。

## (庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課において行う。

## 附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。